

熊本県リサイクル製品等認証制度に関する検討委員会設置要項

(目的)

第1条 環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の推進に向けて、熊本県が構築するリサイクル製品等認証制度について広く意見を求め、その制度や個々の認証基準等について検討するため、「熊本県リサイクル製品等認証制度に関する検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 認証制度に関すること
- (2) 認証基準に関すること
- (3) その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員等)

第3条 検討委員会は、環境安全性・品質に関する専門家、関係事業者、関係行政機関等として、熊本県知事が委嘱する10人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は承諾日から平成28年3月31日までとする。
- 3 委員が欠けた場合は、補欠の委員を選任することができる。ただし、この場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 検討委員会に会長を置き、会長は委員の互選によってこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総務する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局を環境局廃棄物対策課に置く。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、検討委員会の運営等について必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成27年6月22日から施行する。